

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙「台湾向け輸出品類の取扱要綱」新旧対比表（主な変更部分のみ抜粋）

改正後	改正前
<p>別紙 TW-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日：平成 29 年 12 月 22 日） （最終更新日：<u>令和 2 年 5 月 11 日</u>）</p> <p style="text-align: center;">台湾向け輸出品類の取扱要綱</p> <p>1 （略）</p> <p>2 定義 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（12）（略） （13）登録検査機関：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。<u>本要綱において「法」という。</u>）第 4 条第 9 項に<u>定める</u>登録検査機関</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 証明書の発行（活貝類を輸出する場合を除く。） （1）証明書の発行申請 （略） ア～エ （略） オ 取扱施設が下記のいずれかに該当する施設であることを示す書類の写し（証明書発行機関が地方厚生局の場合に限る。）。①又は②に該当する取扱施設については、③の内容が確認できる書類の写しについても添付すること。</p>	<p>別紙 TW-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日：平成 29 年 12 月 22 日） （最終更新日：<u>令和 2 年 4 月 1 日</u>）</p> <p style="text-align: center;">台湾向け輸出品類の取扱要綱</p> <p>1 （略）</p> <p>2 定義 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（12）（略） （13）登録検査機関：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。<u>以下「法」という。</u>）第 4 条第 9 項に<u>規定する</u>登録検査機関</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 証明書の発行（活貝類を輸出する場合を除く。） （1）証明書の発行申請 （略） ア～エ （略） オ 取扱施設が下記のいずれかに該当する施設であることを示す書類の写し（証明書発行機関が地方厚生局の場合に限る。）。①又は②に該当する取扱施設については、③の内容が確認できる書類の写しについても添付すること。</p>

なお、同一の輸出者が同一の取扱施設において最終加工した貝類を継続して輸出する場合であって当該書類の記載内容に変更がない場合は、別紙様式3-1への許可番号等の記載により添付を省略することができる。

① (略)

② 条例等による食品製造等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設

③ (略)

カ 登録検査機関において、必要に応じ別途定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内（3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内）の試験成績書の写し。なお、同一の取扱施設で加工等された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、当該試験成績書の添付を省略できる。

キ (略)

(2)～(5) (略)

(6) 証明書発行の停止

(略)

ア・イ (略)

ウ その他相当の理由があると認められるとき

なお、証明書発行機関は、証明書の発行を停止した場合は、食品監視安全課宛て連絡すること。また、食品監視安全課は、輸出者に対する証明書の発行を停止した場合又は証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、全ての証明書発行機関宛て周知するとともに、農林水産省のホームページ上でその旨を公表する。

(7) 証明書発行実績の報告

証明書発行機関は、前年度の証明書発行件数等について、別紙様式13により、新年度の4月末日までに食品監視安全課宛て報告すること。なお、発

なお、同一の輸出者が同一の取扱施設において最終加工した貝類を継続して輸出する場合であって当該書類の記載内容に変更がない場合は、別紙様式3-1への許可番号等の記載により添付を省略することができる。

① (略)

② 条例等による食品製造等の営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設

③ (略)

カ 登録検査機関において、必要に応じ別途通知に定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内（3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内）の試験成績書の写し。なお、同一の取扱施設で加工等された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、当該試験成績書の添付を省略できる。

キ (略)

(2)～(5) (略)

(6) 証明書発行の停止

(略)

ア・イ (略)

ウ その他相当の理由があると認められるとき

なお、証明書発行機関は、証明書の発行を停止した場合は、食品監視安全課宛て連絡すること。また、食品監視安全課は、輸出者に対する証明書の発行を停止した場合又は証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、全ての証明書発行機関宛て周知するとともに、厚生労働省のホームページ上でその旨を公表する。

(7) 証明書発行実績の報告

証明書発行機関は、前年度の証明書発行件数等について、食品監視安全課が別途定める様式により、新年度の4月末日までに食品監視安全課宛て報

<p>行実績がない場合もその旨報告すること。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取扱施設管理者及び輸出者自らの衛生管理 <u>取扱施設管理者及び輸出者は、必要に応じて互いに連携し、台湾の食品衛生上の規則(有害物質の基準等)及び条件について自ら情報収集を行うこと。また、適宜モニタリング検査を実施し、台湾の貝類の基準に適合しているかどうかを確認するなど、自主的な衛生管理に努めること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(削る。)</u></p>	<p>告すること。なお、発行実績がない場合もその旨報告すること。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取扱施設管理者及び輸出者自らの衛生管理 <u>取扱施設管理者及び輸出者は、必要に応じて互いに連携し、台湾の食品衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜モニタリング検査を実施する等により、台湾向け輸出貝類に関する自主的な衛生管理に努めること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>8 カドミウム等に係る基準の遵守について</u> <u>(1)～(3) (略)</u></p>
<p>(別添1) (略)</p> <p>(別添2) 電子メール又はNACCSによる証明書の発行申請手続</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 証明書の発行申請手続 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) NACCSにより発行申請を行う場合にあって、証明書発行申請を提出する者が輸出者と異なる場合は、初回に輸出者が作成した委任状を添付すること。</u></p> <p>(別添3) (略)</p>	<p>(別添1) (略)</p> <p>(別添2) 電子メール又はNACCSによる証明書の発行申請手続</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 証明書の発行申請手続 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(別添3) (略)</p>

(別紙様式1・別紙様式2) (略)

(別紙様式3-1)

台湾向け輸出貝類証明書発行申請書

1. ~ 4. (略)

(申請書の記載に関する注意事項)

1. (略)

2. 輸出貝類の詳細については以下の事項に留意すること。

「①商品名称」については、商品や当該商品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。

「②一般名及び学名」について、学名はラテン語で記載すること。

「③生産地域」については、申請品目が我が国において加工された場合は、最終加工施設が所在する都道府県名を、申請品目が輸入品であって国内で加工を行わない場合は、原産国名を記載すること。

「④生産分類」中の「漁獲地域」については、捕獲された国内の水域名又は外国の水域名を記載すること。なお、水域名の記載に当たっては、別添3「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン(平成15年6月付け:水産物表示検討会)」を参考とすること。

「⑤加工方法」については、申請品目が包装のみを行った冷蔵の貝類(以下「生鮮品」という。)の場合は「冷蔵 Refrigerated」、申請品目が包装のみを行った冷凍の貝類(以下「冷凍品」という。)の場合は「冷凍 Frozen」と記載すること。

「⑧コンテナ番号」及び「⑨封印番号」については、航空便の場合、「⑧コンテナ番号」の欄に航空貨物運送状(AWB)番号を記載し、「⑨封印番号」の欄には***と記載すること。

「⑬生産日」については、申請品目中で日が異なるものが存在する場合、全て記載すること。なお、「最終加工年月日」を生産日とする。

(別紙様式1・別紙様式2) (略)

(別紙様式3-1)

台湾向け輸出貝類証明書発行申請書

1. ~ 4. (略)

(申請書の記載に関する注意事項)

1. (略)

2. 輸出貝類の詳細については以下の事項に留意すること。

「①商品名称」については、商品や当該商品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。

「②一般名及び学名」について、学名はラテン語で記載すること。

「③生産地域」については、申請品目が我が国において加工された場合は、最終加工施設が所在する都道府県名を、申請品目が輸入品であって国内で加工を行わない場合は、原産国名を記載すること。

「④生産分類」中の「漁獲地域」については、捕獲された国内の水域名又は外国の水域名を記載すること。なお、水域名の記載に当たっては、別添3「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン(平成15年6月付け:水産物表示検討会)」を参考とすること。

「⑤加工方法」については、申請品目が包装のみを行った冷蔵の貝類(以下「生鮮品」という。)の場合は「冷蔵 Refrigerated」、申請品目が包装のみを行った冷凍の貝類(以下「冷凍品」という。)の場合は「冷凍 Frozen」と記載すること。

(新規)

「⑬生産日」については、申請品目中で日が異なるものが存在する場合、全て記載すること。なお、「最終加工年月日」を生産日とする。

「⑭輸出地」及び「⑮輸入地」については、港や空港の名称を記載すること。

(別紙様式3-2～別紙様式8) (略)

(別紙様式9-1)

台湾向け輸出貝類証明書発行申請書

1. ～4. (略)

(申請書の記載に関する注意事項)

1. (略)

2. 輸出貝類の詳細については以下の事項に注意すること。

「①商品名称」については、商品や当該商品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。

「②一般名及び学名」について、学名はラテン語で記載すること。

「③生産地域」については、最終加工施設が所在する都道府県名を記載すること。

「④生産分類」中の「漁獲地域」については、捕獲された国内の水域名を記載すること。

なお、水域名の記載に当たっては、別添3「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン（平成15年6月付け：水産物表示検討会）」を参考とすること。

「⑥コンテナ番号」及び「⑦封印番号」については、航空便の場合、「⑥コンテナ番号」の欄に航空貨物運送状（AWB）番号を記載し、「⑦封印番号」の欄には***と記載すること。

「⑩生産日」については、申請品目中で日が異なるものが存在する場合、全て記載すること。なお、「捕獲年月日」を生産日とする。

「⑭輸出地」及び「⑮輸入地」については、港や空港の名前を記載すること。

「⑭輸出地」及び「⑮輸入地」については、港や空港の名称を記載すること。

(別紙様式3-2～別紙様式8) (略)

(別紙様式9-1)

台湾向け輸出貝類証明書発行申請書

1. ～4. (略)

(申請書の記載に関する注意事項)

1. (略)

2. 輸出貝類の詳細については以下の事項に注意すること。

「①商品名称」については、商品や当該商品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。

「②一般名及び学名」について、学名はラテン語で記載すること。

「③生産地域」については、最終加工施設が所在する都道府県名を記載すること。

「④生産分類」中の「漁獲地域」については、捕獲された国内の水域名を記載すること。

なお、水域名の記載に当たっては、別添3「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン（平成15年6月付け：水産物表示検討会）」を参考とすること。

(新規)

「⑩生産日」については、申請品目中で日が異なるものが存在する場合、全て記載すること。なお、「捕獲年月日」を生産日とする。

「⑭輸出地」及び「⑮輸入地」については、港や空港の名前を記載すること。

(別紙様式 9 - 2 ~ 別紙様式 12) (略)

(別紙様式 9 - 2 ~ 別紙様式 12) (略)

(別紙様式 13)

(新設)

発行機関名

〇〇年度証明書発行件数

※数式：A列を Count

台湾向け輸出貝類 衛生証明書発行一覧

<u>衛生証明書 発行番号</u>	<u>発行年月日</u>	<u>申請者名</u>	<u>加工施設名</u> <u>(国内で加工を行わないもの</u> <u>にあっては最終保管施設名)</u>